

社会福祉法人長楽福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人長楽福祉会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及びの評議員の報酬等関し必要な事項を定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬)

第3条 当法人の役員報酬は定款第8条及び21条に定める通り支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、園長や職員が役員の場合は支給しないものとする。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

太田市内（大泉町含む）	3,000円
県内その他地域	5,000円
県外	7,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

太田市内	3,000円
県内その他地域	5,000円
県外	7,000円

(改廃)

第5条 この規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則 この規程は、平成29年6月20日より施行する。